

# 埼玉県畜産クラスター強化対策施設整備事業実施要領

平成27年4月28日決裁

平成28年4月28日一部改正

## 第1 趣旨

畜産クラスター強化対策施設整備事業の実施に当たっては、埼玉県畜産クラスター強化対策施設整備事業実施要綱（平成27年4月28日農林部長決裁。以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

なお、畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知。以下「国の実施要領」という。）及び畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金対象事業事務及び補助対象事業費の取扱いについて（平成27年2月3日付け26生畜1677号農林水産省生産局長通知。最終改正平成28年1月20日27生畜第1576号。以下「取扱い通知」という。）、並びに公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業基金管理業務方法書（平成28年3月17日付け27年度発中畜第1401号。以下「業務方法書」という。）の適用がある。

## 第2 畜産クラスター協議会等

実施要綱第2に掲げる知事が別に定める要件等は、次のとおりとする。

### 1 畜産クラスター協議会の要件

- (1) 運営を行うための事務局を設置しており、かつ、組織及び運営についての規約を定め、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。
- (2) 畜産業を営む者の他、2者以上の異なる役割を担う構成員が参画していること。

### 2 畜産クラスター計画の基準

本事業を実施する畜産クラスター協議会が作成する畜産クラスター計画は次の基準を満たすものとする。

- (1) 次の項目が記載されていること。
  - ① 畜産クラスター協議会の名称及び構成員と役割
  - ② 畜産クラスター計画の目的
  - ③ 畜産クラスター協議会の取組内容
  - ④ 畜産クラスター協議会の行動計画
  - ⑤ 畜産クラスター協議会の中心的な経営体（実施要綱第2の3の中心的な経営体をいう。以下に同じ）の概要
  - ⑥ 畜産クラスター計画の取組により期待される効果

- (2) 生産コストの削減、高付加価値化、新規需要の創出等を通じて地域の畜産収益性の向上に資する計画と認められること。
- (3) 地域の畜産における中心的な経営体への再編・合理化又は中心的な経営体と畜産農家以外の者との連携強化に資する計画と認められること。
- (4) 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の3第1項の規定に基づく埼玉県酪農・肉用牛生産近代化計画と整合性が図られていること。
- (5) 畜産クラスター計画に定められた取組等が、次の全てに該当すること。
  - ① 取組による収益性向上の効果が可能な限り定量的に示され、その効果の実現が見込まれること
  - ② 協議会の構成員の連携・協力による取組であり、効果の発現のために果たすべき構成員の役割が定められていること
  - ③ 取組の効果が地域内に広く波及すると見込まれること
  - ④ 本事業を含む国庫補助事業の実施の有無にかかわらず、収益性向上の取組が行われること
  - ⑤ 中心的な経営体の取組は、畜産クラスター計画の目的の実現のために必要なものであり、中心的な経営体以外の者との連携が継続的に行われるものであること
  - ⑥ 中心的な経営体が参画する取組は、地域内の畜産農家等との預託や売買等による家畜の引受けにより、整備する施設等の規模に応じて平均飼養規模以上となるよう飼養頭羽数を増加し、又は生産資材、労働力、資本の引受け等により規模を拡大するものであること

### 第3 事業の内容等

実施要綱第3の本事業の内容は以下のとおりとし、補助対象の基準及び補助率は別表のとおりとする。

#### 1 施設等の整備

実施要綱第2の2により知事の認定を受けた畜産クラスター計画（以下「認定計画」という。）に基づき、第5の取組主体が行う、地域の畜産の収益性の向上に資する次の（1）から（5）までに掲げる施設及び当該施設と一体的に整備する設備の整備（整備の後、中心的な経営体に貸し付ける場合を含む。）に要する経費の一部を助成する。

なお、施設等整備に当たっては、地域内の畜産農家等の預託や売買等による家畜の引受けにより、整備畜舎の規模に応じて、地域における平均飼養規模又は酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第2条の4第1項の規定に基づく市町村計画（同項に規定する基準を満たさない市町村にあっては、これに準じて作成する計画を含む。以下、「市町村計画」という。）で示された地域の畜産経営における目標頭数規模以上となるよう飼養頭羽数を増加し、

又は生産資材、労働力、資本の引受け等により規模を拡大するものとする。

- (1) 家畜飼養管理施設
- (2) 家畜排せつ物処理施設
- (3) 自給飼料関連施設等
- (4) 畜産物加工施設及び展示・販売施設
- (5) (1) から (4) までの施設の補改修

## 2 家畜の導入

認定計画に基づき、取組主体が、中心的な経営体であって第7に定める者に対し、1の(1)の施設と一体的に貸し付ける家畜の導入経費の一部を助成する。

## 第4 成果目標及び目標年度

実施要綱第5の2における成果目標及び目標年度は、次のとおりとする。

### 1 成果目標

成果目標は、施設整備による増頭羽数等の効果及び収益性の向上効果とし、定量的かつ検証可能な指標で設定するものとする。

### 2 目標年度

目標年度は、上記1の増頭羽数効果については、事業実施年度の翌年度、収益性向上効果については事業実施年度の翌年度から5年以内として事業実施主体たる畜産クラスター協議会が定めるものとする。

## 第5 取組主体

本事業の取組主体は、次の(1)から(13)までに該当する者であって、適正な事業実施及び会計手続を行うことができる体制を有する者とする。

### (1) 畜産を営む者であって、次の①又は②に該当する者

① 事業実施から3年以内に(5)から(7)までのいずれかの法人になる計画を有する者

② 次の(ア)から(ウ)までの全てに該当する者

(ア) 所得税法(昭和40年法律第33号)第143条に規定する青色申告の承認を受けており、青色申告を継続して行うことが見込まれる者

(イ) 原則として45歳未満であるか、又は45歳以上であって後継者の確保が見込まれる者

(ウ) その者が法人化しないことに相当の理由があり、また上記(ア)及び(イ)に該当することについて、知事が特に認める者

### (2) 農業協同組合

### (3) 農業協同組合連合会

### (4) 公社(地方公共団体が出資している法人をいう。)

### (5) 農事組合法人(「農業協同組合法」(昭和22年法律第132号)第72条の10

第1項（平成28年3月31日までの間にあつては第72条の8第1項）に規定する事業を行う法人をいう。）

- (6) 株式会社（農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体、独立行政法人農畜産業振興機構又は畜産を営む農家が保有する株式の合計が、当該株式会社の議決権のある株式の総数の過半数であつて農業（畜産を含む。以下、この項において同じ。）を主たる事業として営む者又は農地保有適格法人（平成28年3月31日までの間にあつては農業生産法人（「農地法」（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。以下同じ。）に限る。）
- (7) 合同会社、合名会社又は合資会社（農業を営む個人が社員となっている会社であつて、農業を主たる事業として営んでおり、かつ、農業を営む個人が業務を執行する社員の数の過半数を占める者又は、農地保有適格法人に限る。）
- (8) 公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人又は一般社団法人（定款において、農業の振興を主たる事業として位置づけている者に限る。）
- (9) 事業協同組合、事業協同組合連合会（定款において農業の振興を主たる事業として位置づけている者に限る。）
- (10) 地方公共団体
- (11) 特定農業団体（「農業経営基盤強化促進法」（昭和55年法律第65号）第23条第4項の特定農業団体をいう。）
- (12) 事業実施から3年以内に法人になる計画を有する2戸以上の農業を営む個人が構成員となっている任意団体であつて、次の①及び②の要件を満たす者
  - ① 農業を営む個人が直接の主たる構成員であること
  - ② 当該団体の規約が次の（ア）から（オ）までの全てを満たしていること
    - （ア）共同利用施設等の整備又は補改修により畜産経営の収益性の向上に資する旨が目的として定められていること
    - （イ）代表者、代表権の範囲及び代表者の選任の手続を明らかにしていること
    - （ウ）意思決定の機関及びその方法について定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと
    - （エ）共同利用施設等の利用方法が公平を欠くものでないこと
    - （オ）収支計算書、会計帳簿を作成するなど財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること
- (13) 原則として5戸以上の畜産を営む個人が構成員となっている団体。  
ただし、知事が特に認める場合には、5戸未満であっても、対象とすることができるものとする。

## 第6 対象事業の要件

### 1 施設等の整備

- (1) 第3の1の施設等の整備を行う者は、中心的な経営体であって、第5の(1)から(9)まで又は(11)若しくは(13)のいずれかに該当する者とする。
- (2) 第3の1の(3)の施設等の整備又は補修を行うものは、飼料生産組織(TMRセンター、コントラクター等をいう。以下同じ。)であって、第5の(2)から(9)まで又は(11)から(13)までのいずれかに該当する者とする。

### 2 施設等の貸付

第3の1により整備した施設を貸付ける場合は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 施設の貸付けは、第5の(2)から(10)までのいずれかに該当する取組主体が、施設の整備又は当該整備に併せて、第3の2の家畜の導入を行い、中心的な経営体のうち第5の(1)、(5)から(7)まで又は(11)のいずれかに該当する者若しくは畜産を営む者(中心的な経営体であって、第5に掲げる者を除く。)(以下「借受者」という。)に貸し付ける場合に限ること。

#### (2) 施設等の貸付等に係る要件

- ① (1)により貸付を行う者(以下「貸付主体」という。)が借受者に本事業により整備した施設等を貸し付ける場合には、当該施設等が次に掲げる要件のいずれかを満たすこと
  - (ア) 貸付主体が自ら整備し、又は離農者等から買い入れ補改修した家畜飼養管理施設等であって、借受者に貸し付けること又は一定期間(原則として5年以内)貸し付けた後に借受者に売り渡すこと若しくは複数の借受者に利用させることを予定しているものであること
  - (イ) 貸付主体が離農者等から借り入れ補改修した施設であって、借受者に貸し付けること又は複数の借受者に利用させることを予定しているものであること
- ② 貸付主体は、本事業により整備又は補改修した施設等を借受者に貸し付ける時には、賃貸借期間、賃貸借料、賃貸借料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記した賃貸借契約を、書面をもって締結すること
- ③ 貸付主体が借受者に施設等を貸し付けるに当たり賃借料を徴収する場合、その年間の徴収額は、原則として、「貸付主体負担(事業費-補助金) / 当該施設の耐用年数+年間管理費」により算出される額以内とすること

#### (3) 家畜の貸付に係る要件

- ① 貸付主体は、本事業により導入した家畜を借受者に貸し付ける時には、

賃貸借期間、賃貸借料、賃貸借料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記した賃貸借契約を書面をもって締結するものとする

- ② 貸付主体が賃借料を徴収する場合は、その年間の徴収額は、原則として、「貸付主体負担（事業費－補助金）／当該家畜の貸付期間」により算出される額以内とすること

## 第7 家畜の借受者

### 1 新規就農者等の定義

本事業においては、新たに畜産を開始する者又は新たな経営部門として畜産を開始する者であって、（1）及び（2）に該当し、かつ、（3）又は（4）のいずれかに該当する者又は、これらの要件に該当する者が代表者である法人を「新規就農者等」という。

- （1） 原則として、45歳未満であるか、又は45歳以上であって後継者の確保が見込まれること。
- （2） 市町村計画で示された地域の畜産経営における目標頭数規模又は当該地域における平均飼養規模以上の経営となることが見込まれること。
- （3） 研修等により家畜の飼養管理に1年以上従事した経験を有すること。
- （4） 家畜の飼養を開始してから5年以下の者であって、各年度における常時飼養頭数が畜種ごとに次の頭数を下回ること。

- ① 酪農経営：経産牛15頭
- ② 肉用牛繁殖経営：子取用雌牛5頭
- ③ 養豚経営：子取用雌豚100頭

- 2 「畜産競争力強化対策整備事業実施要領」（平成27年2月3日26生畜第1673号農林水産省生産局長通知。以下「旧要領」という。）第6の2により施設等の貸付けを受けている旧要領第7に規定する新規就農者等

- 3 激甚災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第97条に規定する災害をいう。）の指定を受け、かつ、180日以上避難勧告等が出された地域内の畜産農家が、中心的な経営体として経営を再開するに当たり家畜の導入（施設等の整備を伴わない場合を含む。）を行うことについて知事が特に必要と認める場合

- 4 本事業により整備した第3の1の（1）の家畜飼養管理施設の貸付けを受けた上で、当該施設を利用して、借り受ける家畜の飼養を行うことにより規模拡大を行う者

## 第8 事業の実施基準

- 1 事業の実施に当たっては、自己資金又は他の助成により事業を実施中又は既に終了しているものは、本事業の補助の対象外とする。
- 2 補助対象事業費は、地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定す

るものとし、整備する施設等の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。なお、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農産園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）並びに、取扱い通知によるものとする。

3 施設等の整備は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数が5年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、地域の実情に照らし適当な場合には、増築、併設、合体施行若しくは直営施行又は古品、古材若しくは間伐材の利用を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

4 既存施設の代替として、同種・同能力のものを再整備するいわゆる更新は、補助の対象外とする。

5 本事業により整備する施設等の能力及び規模は、事業実施主体内で十分協議し、適切な能力及び規模のものを選定するものとする。

6 本事業により整備する施設と一体的に活用を図る既存施設がある場合は、既存施設を含めて成果目標を達成することとする。

7 施設等の整備に伴う用地の買収又は造成に要する経費、既存施設の撤去に要する経費、賃借に要する経費又は補償費は、別表に定める場合を除き補助の対象外とするものとする。

8 補助対象経費は、本事業に直接要する経費であって、本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものに限るものとする。

9 施設等の整備に当たっては、原則として次に掲げる基準事業費を補助対象の上限とする。

ただし、地域の実情等やむを得ない事由により、基準事業費を超えて施行する必要があると知事が特に認める場合には、関東農政局長等と協議の上、特認事業費を上限として補助対象とすることができるものとする。

なお、協議に際し、市町村長は、事業に係る各経費を十分確認し、資材価格の動向や地域的な要因等を検証した上で、事業費が適切かつ最小限となるよう留意するものとする。

整備施設		基準事業費	特認事業費
家畜飼養管理施設	肉用牛舎 (ストール等附帯部分を除く。)	24千円/m <sup>2</sup>	31千円/m <sup>2</sup>

	乳用牛舎 (ストール等附帯部分を除く。)	成牛用 36千円/m <sup>2</sup> 哺乳育成牛用 23千円/m <sup>2</sup>	47千円/m <sup>2</sup> 30千円/m <sup>2</sup>
	一般豚舎 (ストール等附帯部分を除く。)	45千円/m <sup>2</sup>	59千円/m <sup>2</sup>
	分娩豚舎 (ストール等附帯部分を除く。)	59千円/m <sup>2</sup>	77千円/m <sup>2</sup>
	ウインドレス鶏舎 (ストール等附帯部分を除く。)	48千円/m <sup>2</sup>	62千円/m <sup>2</sup>
家畜排せつ物処理施設	堆肥舎 500m <sup>2</sup> 未満 500m <sup>2</sup> 以上	34千円/m <sup>2</sup> 31千円/m <sup>2</sup>	44千円/m <sup>2</sup> 40千円/m <sup>2</sup>
	尿貯留施設 1,000m <sup>3</sup> 未満 1,000m <sup>3</sup> 以上	30千円/m <sup>3</sup> 25千円/m <sup>3</sup>	39千円/m <sup>2</sup> 36千円/m <sup>2</sup>
自給飼料関連施設	バンカーサイロ	7千円/m <sup>2</sup>	9千円/m <sup>2</sup>
	飼料原料保管施設等 (付帯設備を除く。)	45千円/m <sup>2</sup>	59千円/m <sup>2</sup>
	飼料調製施設 (付帯設備を除く。)	25千円/m <sup>2</sup>	33千円/m <sup>2</sup>

注：施設本体の建設に必要な経費とし、消費税、代行施行管理料、製造請負管理料及び実施設計費は含まない。

## 第9 事業の実施等

実施要綱第5の1の知事が別に定める事業の具体的な手続等は、次のとおりとする。なお、この要領に基づき知事に提出する書類は、所轄する家畜保健衛生所長を経由するものとする。

ただし、市町村の区域を越え、県の区域等を対象とする広域的な事業の場合にあつては、家畜保健衛生所を経由せずに知事に提出できるものとする。

### 1 事業の実施手続

- (1) 本事業を実施しようとする畜産クラスター協議会は、あらかじめ事業実施計画を別紙様式第1号により作成し、認定計画と併せて、原則として市町村を経由して、知事に提出するものとする。

ただし、畜産クラスター協議会が都道府県の全域を対象とする等、広域的な取組を行う場合又はやむを得ない事情があると知事が認める場合には畜産クラスター協議会は市町村長を経由せずに知事に事業実施計画を提出することができるものとする。その際、事業実施主体は、関係する市町村長に事業実施計画及び認定計画の写しを提出するものとする。

- (2) (1)による事業実施計画の提出を受けた市町村長は、これを知事に送付するに当たり、必要に応じ指導及び調整を行うものとする。

なお、同一市町村で複数の事業実施希望がある場合、市町村長は別紙様



式第1-2号にとりまとめ、県知事に提出するものとする。

- (3) 知事は、(1)による提出のあった事業実施計画及び認定計画について、実施要領別添の基準により総合評価を行い、適当と認められる事業実施計画書について、都道府県事業実施計画を国の実施要領に定める別記様式第2号によりまとめ、認定計画の写しと併せて関東農政局に提出し、その承認を受けるものとする。
- (4) 知事は、(3)の承認を受けた都道府県事業実施計画に係る事業実施主体の事業実施計画について承認するとともに、事業実施主体の事業実施計画を送付した市町村長に対し、承認結果を報告するものとする。
- (5) 知事は、補助金の交付を受けようとするときは、基金管理団体が業務方法書に定めるところにより、基金管理団体に交付申請書を提出するものとする。
- (6) 事業実施主体は、事業が完了した場合は、当該事業に係る実績について原則として市町村を経由して、知事に報告するものとする。
- (7) 知事は、事業実施主体から報告のあった事業実績について確認の上、適当であると判断される場合は、基金管理団体が定める業務方法書に定めるところにより、遅滞なく事業実績報告書を基金管理団体に提出するものとする。

## 2 事業実施計画及び認定計画の総合評価

実施要綱第5の3の知事が別に定める総合評価の基準は、別添に定めるところによるものとする。

## 3 実施要綱第5の4の知事が別に定める事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとする。なお、これらの事項について変更しようとするときは、第9の1の(1)から(7)までに準ずる。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業実施地区の変更
- (3) 事業実施主体及び取組主体の変更
- (4) 事業実施主体における事業費の30%を超える増減
- (5) 成果目標の変更
- (6) 事業の完了年度の変更

## 4 費用対効果分析

実施要綱第6の費用対効果分析は、「強い農業づくり交付金及び農業・食品産業競争力強化支援事業等における費用対効果分析の実施について」（平成17年4月1日付け16生産第8452号農林水産省総合食料局長、生産局長、経営局長連名通知。）に準じて実施し、投資効率等を十分検討するものとし、当該施設等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることとする。

## 5 事業の着工等

- (1) 本事業の着工は、原則として、補助金の交付決定後に行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に事業の着工等を行う場合は、事業実施主体は、あらかじめ、市町村長及び知事の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着工届を作成し、市町村長を経由して知事に提出するものとする。

- (2) (1) のただし書により交付決定前に事業の着工等をする場合にあっては、事業実施主体は、事業について、事業の内容が明確となつてから着工等するものとし、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。
- (3) 知事は、事業実施主体から(1)の交付決定前着工届の提出があつた場合は、関東農政局長等及び基金管理団体にその写しを提出するものとする。

## 6 複数年度にわたり実施する事業に関する手続

- (1) 事業実施主体は、次のいずれかの場合にあっては、複数年度にわたる事業実施計画を事業を実施する年度ごとに作成し、知事に提出することができるものとする。
  - ① 新規就農等の初期投資を抑えつつ、計画的に飼養頭数を拡大していくため、2年に分けて家畜を導入する場合
  - ② 積雪地域等において冬期間の建設作業が困難であり、複数年度にわたって施工せざるを得ない場合
  - ③ 一の取組主体が互いに関連性の高い施設を複数年度にわたって整備することで効果的かつ効率的な事業実施が可能である場合
  - ④ 複数の取組主体が連携し、互いに関連性の高い施設を複数年度にわたって整備することで効果的かつ効率的な事業実施が可能な場合で、畜産クラスター計画に定める効果の発揮にとって一体の計画として実施することが不可欠である場合
- (2) 知事は、事業実施主体から複数年度分の事業実施計画の提出があつた場合には、その妥当性を確認し、適切と認める範囲において、都道府県事業実施計画として関東農政局長等に承認の申請を行うことができるものとする。
- (3) 関東農政局等により複数年度分の事業実施計画の全部又は一部の承認を受けた知事は、1の(6)の事業実績報告により、年度ごとの事業実施計画に重要な変更がないこと及び事業が計画どおりに実施されていること等を事業実施主体に確認し、その結果を関東農政局長等に報告するものとする。
- (4) (3)による事業実施主体の報告を受けた知事は、その内容を確認し、必要に応じて市町村と連携して指導等を行うとともに、事業の適切な実施及び事業の成果目標の達成が見込まれない場合には、事業実施計画の承認の取消等を行うことができるものとする。
- (5) (1)から(3)により承認された事業実施計画に係る補助金の交付手続については、原則として毎年度行うものとする。

## 第10 事業成果の報告等

実施要綱第8の事業実施状況の報告のうち事業成果報告は、別紙様式第2号により報告に係る年度の翌年度の7月末までに市町村を經由して、知事に報告するものとする。

## 第11 事業の評価

- 1 実施要綱第9の事業実施主体が行う事業評価の報告は、別紙様式第2号により目標年度の翌年度の7月末までに市町村を經由して、知事に報告するものとし、報告を受けた知事は、国の実施要領に基づき、同年度の9月末までに関東農政局長等へ報告するものとする。
- 2 第12の指導は、事業実施主体の責に帰さない社会的情勢の変化等による場合を除き、事業実施計画に掲げた成果目標の達成が不十分と判断された場合に実施するものとし、市町村長を通じて、事業実施主体に対し、成果目標の達成に必要な指導を行い、成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせるものとする。
- 3 知事は、必要に応じ、2の改善措置による成果目標の達成状況について市町村長を通じて事業実施主体に報告を求めることができるものとする。

## 第12 調査及び報告

知事は、この要領に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じて、市町村、畜産クラスター協議会等に対し調査し、又は報告を求め、若しくは指導することができるものとする。

## 第13 交付対象事業の公表

事業の適正実施と透明性の確保を図るため、知事は、補助金の交付対象事業が完了し、埼玉県畜産総合対策補助金交付要綱（平成18年4月3日決裁）第9に基づく知事への実績報告書の提出により補助金の額が確定した場合、実施した交付対象事業の概要について、事業実施年度の翌年度中に県のホームページへ掲載する等の方法により公表を行うものとする。

## 第14 不正行為等に対する措置

知事は、事業実施主体又は取組主体が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、事業実施主体等に対して市町村を通じ、当該不正な行為に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

この場合、市町村長は、事業実施主体等に対して適切な指導を行い、当該不正な行為に関する事実関係及び発生原因、講じられた是正措置等について、知事に報告するものとする。

## 第15 管理運営

### 1 管理運営

取組主体は、本事業により整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

### 2 管理委託

施設等の管理は、原則として、取組主体が行うものとする。

ただし、第6の2の事業を実施する場合及び取組主体が施設等の管理運営を直接行い難い場合には、取組主体以外の者に管理運営を委託することができるものとする。

### 3 指導監督

市町村長は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体に対し、取組主体及び施設等の管理を行う者による適正な施設等の管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、市町村長は、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、事業実施主体等を十分に指導監督するものとする。

## 第16 補助金の経理の適正化

本事業に係る補助金の経理は、「都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について」（平成7年11月20日付け7経第1741号農林水産事務次官依命通知）により厳正に行うものとする。

## 第17 事業名等の表示

本事業により整備した施設等には、本事業名、事業実施年度、事業実施主体名及び取組主体名を表示するものとする。

## 附 則

この要領は、平成27年4月28日から施行する。

## 附 則

- 1 この要領は、平成28年4月28日から施行する。
- 2 改正前の要領（平成27年4月28日付け農林部長決裁。以下、「前要領」という。）に基づき補助金の交付を受けた者については、前要領の規定は、その効力を有する。

別表

施設の種類	補助対象基準	補助率
<p>1 施設等の整備</p> <p>(1) 家畜飼養管理施設</p>	<p>1 飼養頭羽数規模の拡大を伴うものであり、かつ施設を利用する中心的な経営体が、市町村計画で示された目標頭数規模又は本事業を実施する地域における平均飼養規模以上の経営規模となること。</p> <p>2 施設等の整備にあつては、次に留意することとする。</p> <p>ア 悪臭や水質汚濁等の公害の発生防止を図る観点から風向きや施設の配置に十分配慮すること。</p> <p>イ 鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の予防及びまん延防止に十分配慮すること。</p> <p>3 整備する施設等は、家畜の種類ごとに次のとおりとする。</p> <p>ア 乳用牛 搾乳牛舎、搾乳施設、乾乳牛舎、育成牛舎等</p> <p>イ 肉用牛 (ア) 肉用牛繁殖 繁殖雌牛用牛舎、分娩用牛舎、子牛ほ育育成牛舎等 (イ) 肉用牛肥育・育成 肉用牛の肥育牛舎、育成用牛舎等</p> <p>ウ 養豚 繁殖母豚舎、分娩ほ育豚舎、育成豚舎等</p> <p>エ 養鶏 ウインドレス鶏舎、孵卵施設、鶏卵選別包装施設等</p> <p>オ 馬、めん山羊その他 馬及びめん山羊その他を飼養するための施設等</p> <p>4 施設と一体的に整備する設備とは、次の全てに該当するものとする。</p> <p>ア 家畜飼養管理施設と併せて設置する設備であること。</p> <p>イ 整備する設備は、給餌、ほ乳、家畜排せつ物の搬出等基本的な生産工程に直接に関わり、かつ、施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか又は施設で行われる生産工程のあり方の本質に関わるものであること。</p> <p>5 家畜の管理のための事務所等を畜舎とは別棟として整備する必要がある場合には、次の基準により行うものとし、経営面から見て過</p>	<p>1 / 2 以内</p>

	<p>大な施設とならないよう特に留意するものとする。</p> <p>ア 場所 原則として、当該施設の敷地内又は隣接地に整備することとする。 ただし、地形等の自然条件や家畜防疫の観点から敷地内又は隣接地以外に整備する必要がある場合にあっては、家畜管理上支障を来さない範囲でその他の土地に整備することができるものとする。</p> <p>イ 規模等 (ア) 管理舎 1 棟当たりの規模は、次の方法で算出した面積の範囲内とする。 面積＝共用部分 8 m<sup>2</sup>×管理人等数（ただし、40 m<sup>2</sup>以内とする。）＋10 m<sup>2</sup>×管理人等数 (イ) (ア) の共用部分は事務室、炊事場、浴室等とし、管理人等数は、家畜等の飼養管理計画頭羽数及び飼養形態からみて必要最小限とする。</p>	
<p>(2) 家畜排せつ物処理施設</p>	<p>1 施設等の整備に当たっては、次の要件を満たすものとする。</p> <p>ア 飼養頭羽数が次のいずれかにより拡大すること。 (ア) 市町村計画で示された目標頭数規模又は本事業を実施する地域における平均飼養規模以上に規模を拡大する施設等の整備 (イ) 認定計画に基づき、畜産クラスター協議会構成員の畜産経営から排せつされる家畜排せつ物を一括で処理することにより地域全体で飼養頭羽数が拡大可能となる施設の整備</p> <p>イ 整備する施設は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全に資するとともに、地域ごとの臭気及び排水規制や周辺住民から理解を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであること。</p> <p>ウ 堆肥処理施設を整備する場合は、当該施設を利用する経営体から発生する家畜ふん尿を適正に処理し得る能力を有すること。</p> <p>エ 汚水処理施設を整備する場合は、当該施設を利用する経営体から発生する汚水を水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 3 条の排水基準以下に処理し得る能力を有すること。</p> <p>オ 脱臭施設を整備する場合は、畜舎、堆肥</p>	

		<p>処理施設等から発生する臭気を、悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）第 4 条の規制基準以下に処理し得る能力を有すること。</p> <p>2 施設等の整備に当たっては、悪臭や水質汚濁等の公害の発生防止を図る観点から、風向きや施設の配置には十分配慮するものとする。</p> <p>3 整備する施設等は、次のとおりとする。</p> <p>ア 堆肥処理施設 堆肥舎、堆肥発酵施設、乾燥施設、堆肥調整保管施設、副資材保管施設等</p> <p>イ 汚水処理施設 貯留槽、浄化処理施設、スラリータンク等</p> <p>ウ 脱臭施設</p> <p>4 施設と一体的に整備する設備は、次のア及びイからエまでのいずれかに該当するものとする。</p> <p>ア 家畜排せつ物処理施設と併せて設置する設備であること。</p> <p>イ 堆肥処理の設備にあつては、水分調整、発酵等基本的な処理工程に直接に関わり、かつ、施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか又は施設で行われる処理工程のあり方の本質に関わるものであること。</p> <p>ウ 汚水処理の設備にあつては、固液分離、ばっ気、脱窒等基本的な処理工程に直接に関わり、かつ、施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか又は施設で行われる処理工程のあり方の本質に関わるものであること。</p> <p>エ 脱臭処理の設備にあつては、臭気の吸引、洗浄除去等基本的な処理工程に直接に関わり、かつ、施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか又は施設で行われる処理工程のあり方の本質に関わるものであること。</p>	
	<p>(3) 自給飼料関連施設</p>	<p>1 本事業を実施する地域における平均飼養規模又は平均草地面積以上に規模を拡大する施設等の整備とする。</p> <p>2 施設等の整備に当たっては、飼養頭数、生産面積、使用頻度、地域の実情等を勘案し、過度な投資とならないよう十分配慮するものとする。</p> <p>3 整備する施設等は、次のとおりとする。 自給飼料調製・保管施設、飼料原料保管施設、混合飼料等調製・保管・供給施設</p> <p>4 施設と一体的に整備する設備は、次の全てに該当するものとする。</p>	

	<p>ア 自給飼料関連施設と併せて設置する設備であること。</p> <p>イ 整備する設備は、粉碎、混合、調製等基本的な生産工程に直接に関わり、かつ、施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか又は施設で行われる生産工程のあり方の本質に関わるものであること。</p> <p>5 施設用地の造成整備を含む。</p>	
<p>(4) 畜産物加工及び展示・販売施設</p>	<p>1 整備する施設等は、次のとおりとする。</p> <p>ア チーズ、アイスクリーム、ヨーグルト等高付加価値乳製品及びハム、ソーセージ等高付加価値食肉加工品並びに高付加価値鶏卵加工品の製造に要する施設</p> <p>イ 高付加価値乳製品及び高付加価値食肉加工品並びに高付加価値鶏卵加工品の展示・販売施設</p> <p>2 高付加価値畜産物加工品の展示・販売施設等の整備に当たっては、畜産クラスター協議会の構成員が生産した高付加価値畜産物加工品等の展示・販売が過半を占めること。</p> <p>3 施設と一体的に整備する設備は、次の全てに該当するものとする。</p> <p>ア 畜産物加工施設と併せて設置する設備であるものであること。</p> <p>イ 整備する設備は、畜産物の加工、販売に直接に関わり、かつ、施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか又は施設で行われる生産工程のあり方の本質に関わるものとする。</p>	<p>1 / 2 以内</p>
<p>(5) 施設の補改修</p>	<p>1 施設の補改修に当たっては、次の要件を満たすものとする。</p> <p>ア 交付対象となる施設等の残存耐用年数は、原則として、整備後の耐用年数が5年以上とする。</p> <p>イ 補改修は、次のいずれかに限るものとする。</p> <p>(ア) 家畜の飼養方法や飼料の生産方法等の改善による省力化や機能の向上等に資するもの</p> <p>(イ) 飼養規模の拡大を伴うもの</p> <p>(ウ) 経営の転換等を行うことにより収益性の向上に資する用途の変更を伴うもの</p> <p>((ア) 又は (イ) に資するものに限る。)</p> <p>2 補改修できる施設の範囲 家畜飼養管理施設、家畜排せつ物処理施設、自給飼料関連施設又は畜産物加工、展示・販売施設とする。</p>	



<p>2 家畜の導入</p>	<p>1 本事業の対象となる家畜は、畜産物を生産するために飼養されている家畜とし、愛玩動物、狩猟動物、実験動物、展示用動物、競走用動物、医薬品生産用動物等は除くものとする。</p> <p>2 第7の4の者に貸し付ける場合の家畜の頭数は、50頭を上限とする。</p> <p>3 家畜の導入に当たっては、次の要件を満たすものとする。</p> <p>ア 家畜の貸付期間 原則として、5年以内とする。</p> <p>イ 導入対象となる家畜の種類等</p> <p>(ア) 肉用繁殖雌牛 おおむね8か月以上4歳未満の繁殖に供する雌牛であって、登録牛であること。</p> <p>(イ) 乳用牛 4歳未満の登録牛又はその娘牛であって、繁殖に供する雌牛であること。</p> <p>(ウ) 繁殖母豚 3か月以上12か月以内の繁殖に供する雌豚であって、登録豚であること。</p> <p>4 導入する家畜は、原則として、別表の1の(1)又は(5)により整備又は補改修した施設において飼養するものに限るものとする。</p> <p>5 離農する農家が飼養している家畜を導入する場合にあっては、次のいずれかの方法によるものとする。</p> <p>ア 家畜市場における購入</p> <p>イ 都道府県又は市町村の職員その他畜産に関する学識経験者等を構成員とした評価委員会による、市場価格等を勘案し適正な評価を受けた価格による購入</p> <p>6 家畜導入に要する補助対象経費には、家畜の購入時の価格及び購入に要する諸経費(家畜市場手数料、購入旅費、鉄道、航路、自動車等の運賃、積込料、貨車諸施設経費、輸送中の飼料費、上乗人夫賃、輸送保険料等)を含むものとする。</p>	<p>1/2以内 (ただし、導入する家畜1頭当たりの補助額の上限妊娠牛については27.5万円、繁殖に供する雌牛については17.5万円、繁殖に供する雌豚については4万円とする。)</p>
----------------	---	--

別添

総合評価基準

I 畜産クラスター計画に係る総合評価基準

\*各評価項目の採点の根拠とした資料を添付すること

評価する内容	評価の方法	配点基準
(1) 地域の政策課題への対応	協議会の取組が県計画等の地域計画等と整合し、市町村等の支援を受けて高い効果を発揮するかについて評価。	25点
<p>① 目的の設定が収益向上に資するものとなり、政策課題に対応した成果の上がるものとなっている。</p>	<p>「特に推進すべき取組」(別添)に列挙された次の政策課題(テーマ)に対応し、各地域の実態を踏まえて、成果が上がるものとなっているかについて、次を評価。</p> <p>政策課題(テーマ)</p> <p>i) 新規就農の確保、ii) 担い手の育成、iii) 労働負担の軽減、iv) 飼養規模の拡大・飼養管理の改善、v) 自給飼料の拡大、vi) 畜産環境問題への対応、vii) その他都道府県が別途定める課題</p> <p>○目的の設定と政策課題への対応</p> <p>地域の実態を踏まえて目的が設定されており、協議会が重点的に取り組む政策課題(テーマ)と畜産クラスター計画で定めた政策課題(テーマ)について、その課題に着目した取組が実際に行われ、収益向上に資するものとなっているか。</p>	最大7点
<p>② 協議会の取組と県計画等が協議会の取組が整合している。</p> <p>※ 県計画等とは、次のいずれかをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・酪肉近埼玉県計画</li> <li>・酪肉近市町村計画</li> <li>・畜産再興プランに係る緊急3課題の目標</li> <li>・その他県、市町村が策定し公表している独自の振興計画</li> </ul>	<p>協議会の取組が県計画等で推進すべき政策課題と整合的なものになっているかについて、協議会の取組が、県計画等のどの部分に該当するかを明らかにした上で、次を評価。</p> <p>ア) 県計画等との整合性</p> <p>県計画等の実現に向けて効果を発揮する取組であるか。</p> <p>イ) 県計画等の優先度合い</p> <p>県計画等に掲げられた項目のうち、特に優先度が高いとされた項目に対して、高い効果を発揮する取組であるか。</p>	最大10点

③ 県等が補助その他の施策により支援している。	県、市町村、農協等の地域の機関が、畜産クラスター計画に位置づけられた取組に対して、補助、融資等による支援を行っているかを評価。	最大5点
④ 収益向上に貢献し得る他の政策課題に対応し、成果が上がるものとなっている。	①の政策課題のほか、地域の実態を踏まえて、例えば次のような課題に即した取組を実施するかを評価。 ア) 女性の参画 イ) 輸出促進ウ) 雇用の創出 エ) 新たな産業の創出(6次産業化等) オ) 畜産業に関する一般消費者の理解促進(食育等)に資する取組を行い、効果が明らかになっている場合に、その課題の数に応じて加点する。	効果が明らかになっている場合に、その課題の数に応じて加点し、最大3点
(2) 行動計画の実現可能性	畜産クラスター計画の「行動計画」が実現可能なものか、その確からしさを評価。	25点
① 行動計画の内容が、現状分析・将来像を踏まえた妥当なものとなっている。	行動計画の内容(規模、スケジュール、支援対象等)の、「目的」欄に記載している現状分析、目指す将来の姿との関係において、次を評価。  ア) 地域の固有の事情への対応 各地域の実態を踏まえた固有の対応策として、有効な方策であって、目指す将来の姿の方向性に合致したものとなっているか(一般的、表層的なものとなっていないか。)  イ) 取組の規模 現状分析と目指す将来の姿に照らして、適切な規模となっているか。(解決すべき課題や目標設定が曖昧なため、規模が適切か判断できない、又は地域や構成員の実態に照らして実現の見込みがない程に過大な目標になっていないか、逆に、局所的、一時的な過小な取組となっていないか。	最大6点
② 行動計画が、中心的な経営体やその他の構成員が実行に移せるよう具体的で明確なものとなっている。	行動計画が実現可能かを、個々の構成員の活動に着目して判断するため、次を評価。 ア) 行動計画の具体性 行動計画の中で、 a) 中心的な経営体 b) その他の構成員(中心的な経営体を支援する関係機関) c) 協議会の事務局が、それぞれ、 x) 何を行うのか y) いつまでに行うのか	最大6点

	<p>z) どのような役割で相互に連携しているのかが明確になっているか。(施設整備、機械リース事業の直接の対象でない者の役割も明らかになっているか)</p> <p>イ) 構成員毎の現在の取組状況 これまでの中心的な経営体、その他の構成員の取組状況及び事務局の組織・体制、活動実績を踏まえ、それぞれの取組内容が、それぞれが実施可能なものとなっているか。</p>	
③ 取組の準備状況から、行動計画が実行されると見込まれる。	<p>行動計画を実行するために、準備が十分に進んでいるかを判断するため、次を評価。</p> <p>○ 実行に向けた準備の状況</p> <p>ア) 体制の整備 (事務局の人員が整っているか、取組毎の役割分担の決定・組織化がなされているか)</p> <p>イ) 会議等の開催(協議会の会合、取組毎の会合が適時に実施されているか)</p> <p>ウ) スケジュール (明確な作業スケジュールが定められ、進行管理がなされているか)</p> <p>等の実施状況、検討状況について、根拠資料を確認し、今後の取組が着実に実施されると見込まれるか。</p>	最大 8 点
④ 国の高収益型畜産体制構築事業(調査・実証事業)や協議会独自で行っているこれまでの取組の成果が計画に反映されている。	<p>行動計画に定めた取組に関するこれまでの取組実績について、実施状況や成果に関する根拠資料を確認し、次を評価。</p> <p>ア) 高収益型畜産体制構築事業等の成果の反映 高収益型畜産体制構築事業(調査・実証事業)及びその他の協議会独自の取組の成果が明らかになっており、行動計画がその成果に基づいたものとなっているか。</p> <p>イ) 調査・実証事業の計画 今後、調査・実証事業を実施する計画を有しており、調査・実証事業で目指す成果が、行動計画の実現に資するものとなっているか。</p>	最大 5 点
(3) 収益向上の効果	<p>行動計画を着実に実行した場合、地域の収益向上に向けて高い効果を発揮するかを評価。</p>	1 5 点

<p>① 行動計画に示された取組が、地域の収益向上に資するものとなっている。</p>	<p>行動計画に示された取組が、地域の収益向上に資するかについて、次を評価。</p> <p>ア) 行動計画と期待される効果の因果関係 「行動計画」に定められた取組（何年間継続するか、幾つの経営体がどの程度の規模で行うのか）と、「期待される効果」に示された効果（コストがどれだけ削減され、又は販売額がどれだけ増加されるか）との因果関係が明らかであるか。</p> <p>イ) 収益向上効果の算定 それぞれの取組による効果が、コスト削減や販売額の増加といった指標に換算され、収益向上の効果として適切に算出されるなどにより、取組の収益向上への効果が明らかになっているか。</p> <p>ウ) 関係機関（その他の構成員）の貢献 施設整備や機械導入を行った場合の直接的な効果以外に、地域の関係機関（自治体、生産者団体、飼料・機械メーカー、流通・販売企業など）の構成員の連携の取組により、収益が更に向上するものとなっているか。</p>	<p>最大10点</p>
<p>② 収益向上効果の把握・検証が適切に行われ、目標・検証結果が理解・共有されている。</p>	<p>収益向上の効果について、その把握・検証が適切に行われるとともに、目標や検証結果が理解・共有されているかを評価。</p> <p>ア) 効果の把握・検証 収益向上の効果把握するためのデータが、個別経営からも含めて収集され、その効果を検証することが可能であるか。</p> <p>イ) 目標・検証結果の理解・共有 収益向上の目標とその達成のための取組の効果の検証結果を理解・共有し、必要な改善策を講ずることが可能となっているか。</p>	<p>最大5点</p>
<p>(4) 連携の実効性</p>	<p>行動計画を着実に実行した場合、地域の連携が実効性を持つかについて評価。</p>	<p>10点</p>

<p>① 協議会内で取組に応じた連携体制が整備されている。</p>	<p>連携体制の整備状況について、会合の開催状況や取組実績等の根拠資料を確認の上、次を評価。</p> <p>ア) 連携体制の整備状況</p> <p>a) 施設の共同利用を通じた取組 共同利用施設が多くの経営体に効果的に活用されるための方法・計画について、関係者間での話し合い等を通じて具体的な方法・計画が明らかにされており、その方法・計画の理解が醸成されているか。</p> <p>b) 個々の中心的经营体が地域的に連携する取組 地域全体での目標や個々の中心的经营体の取組の効果を地域に波及するための方法・計画について、話し合い等を通じて具体的な方法・計画が明らかにされており、それが個々の経営体の実際の取組につながるよう、協議会事務局等により広報・指導、推進などが行われているか。</p> <p>イ) 取組の効果等についての情報共有 協議会内での取組の実施状況が報告、把握され、取組の効果や改善方法についての話し合い等を通じて、情報共有がなされるようになっているか。</p>	<p>最大5点</p>
<p>② 中心的经营体とその他の構成員の役割分担が明確で相互に効果的に連携している。</p>	<p>中心的经营体とその他の構成員の役割分担の明確さ、効果的な連携について、評価。</p> <p>ア) 明確な役割分担と関係者の認識 協議会の取組内容や行動計画において、中心的经营体とその他の構成員（生産者団体、飼料・機械メーカー、流通・販売業者などの関係機関）の役割がそれぞれ明らかになっており、その役割分担が十分に行われているか。定期的な話し合いの場や互いの連絡等により互いの役割が確認されているか。</p> <p>イ) 相互の効果的な連携 中心的经营体とその他の構成員の役割が相互に関連し合い、十分な効果を発揮できるものとなっているか。定期的な話し合いや連絡等により、役割分担の実効性を検証し、改善方法を見出し実施することができるものとなっているか。</p>	<p>最大5点</p>
		<p>合計75点</p>

## II 施設整備の事業計画に係る総合評価基準

\* 各評価項目の採点の根拠とした資料を添付すること

### 1 施設整備による直接的な効果等

評価する内容	評価の方法	配点																					
(1) 施設整備を実施する中心的经营体の評価	中心的经营体が、施設整備により収益向上が見込まれるかについて評価する。	15点																					
① 施設の活用等の準備状況が整っており、行動計画に沿った活用が見込まれる。	整備した施設の活用等に係る準備状況(補助残の手当を含む。)及び過去の実績から、整備する施設が行動計画に沿って確実に活用され、効果が発揮されると見込まれるか。	最大5点																					
② 中心的经营体自身の収益向上が図られている。	中心的经营体自身の収益が十分に向上すると見込まれるか。 施設整備の内容、行動計画における施設の利用の具体的な内容から、中心的经营体の収益向上の効果の達成が期待されるか。	最大5点																					
③ 中心的经营体へのサポート体制が構築されている。	施設整備事業及び整備した施設の利用に関する中心的经营体への関係機関等のその他の構成員によるサポート体制が構築されているか。	最大5点																					
(2) 施設整備による生産基盤強化、新規就農の確保、飼料自給率等への効果	施設整備による飼養規模の拡大、飼料自給率盤強化、新規就農の確等への効果を行動計画との整合性、それぞれの効果の伸び率(規模の大小によらない)により効果評価する。 ① 家畜飼養管理施設・家畜排せつ物処理施設(飼養頭羽数の伸び率) <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>新設</td> <td>(補改修のみ)</td> <td>点数</td> </tr> <tr> <td>・100%以上</td> <td>(50%以上)</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td>・50%以上</td> <td>(25%以上)</td> <td>4点</td> </tr> <tr> <td>・30%以上</td> <td>(15%以上)</td> <td>3点</td> </tr> <tr> <td>・10%以上</td> <td>(5%以上)</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>・10%未満</td> <td>(5%未満)</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>・新規就農の場合</td> <td></td> <td>5点</td> </tr> </table>	新設	(補改修のみ)	点数	・100%以上	(50%以上)	5点	・50%以上	(25%以上)	4点	・30%以上	(15%以上)	3点	・10%以上	(5%以上)	2点	・10%未満	(5%未満)	1点	・新規就農の場合		5点	5点
新設	(補改修のみ)	点数																					
・100%以上	(50%以上)	5点																					
・50%以上	(25%以上)	4点																					
・30%以上	(15%以上)	3点																					
・10%以上	(5%以上)	2点																					
・10%未満	(5%未満)	1点																					
・新規就農の場合		5点																					

	<p>② 自給飼料関連施設  (飼料の作付面積、収穫量、単収又は飼料自給率の拡大)</p> <p>整備前の自給飼料作付面積等に応じて、次の配点を行う。</p> <table border="0"> <thead> <tr> <th colspan="2">新設</th> <th>点数</th> </tr> <tr> <th>(600ha未満)</th> <th>(600ha以上)</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 20%以上</td> <td>10%以上</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td>・ 10%以上</td> <td>5%以上</td> <td>4点</td> </tr> <tr> <td>・ 8%以上</td> <td>4%以上</td> <td>3点</td> </tr> <tr> <td>・ 6%以上</td> <td>3%以上</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>・ 6%未満</td> <td>3%未満</td> <td>1点</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 補改修の場合は、600ha以上の配点に準じる。</p> <p>③ 畜産物加工施設  (整備した畜産物加工施設における全処理量に対する当該協議会構成員の生産した畜産物の処理量の割合)</p> <table border="0"> <tbody> <tr> <td>・ 100%</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td>・ 80%以上</td> <td>4点</td> </tr> <tr> <td>・ 60%以上</td> <td>3点</td> </tr> <tr> <td>・ 50%以上</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>・ 50%未満</td> <td>1点</td> </tr> </tbody> </table>	新設		点数	(600ha未満)	(600ha以上)		・ 20%以上	10%以上	5点	・ 10%以上	5%以上	4点	・ 8%以上	4%以上	3点	・ 6%以上	3%以上	2点	・ 6%未満	3%未満	1点	・ 100%	5点	・ 80%以上	4点	・ 60%以上	3点	・ 50%以上	2点	・ 50%未満	1点	
新設		点数																															
(600ha未満)	(600ha以上)																																
・ 20%以上	10%以上	5点																															
・ 10%以上	5%以上	4点																															
・ 8%以上	4%以上	3点																															
・ 6%以上	3%以上	2点																															
・ 6%未満	3%未満	1点																															
・ 100%	5点																																
・ 80%以上	4点																																
・ 60%以上	3点																																
・ 50%以上	2点																																
・ 50%未満	1点																																
<p>(3) 収益向上効果に対する投資効率</p>	<p>総事業費が3億円を超える事業について、「収益向上効果(経営体の所得向上効果)」÷「総事業費」で算出される値により、収益向上効果に対する投資効率を評価する。</p> $\frac{\text{「収益向上効果(経営体の所得向上効果)」}}{\text{「総事業費」}}$ <p>の値に応じて、5点から減点</p> <table border="0"> <tbody> <tr> <td>・ 1%未満</td> <td>: 4点減</td> </tr> <tr> <td>・ 1%以上3%未満</td> <td>: 3点減</td> </tr> <tr> <td>・ 3%以上6%未満</td> <td>: 2点減</td> </tr> <tr> <td>・ 6%以上9%未満</td> <td>: 1点減</td> </tr> <tr> <td>・ 9%以上及び総事業費3億円以下の事業</td> <td>: 減点なし</td> </tr> </tbody> </table>	・ 1%未満	: 4点減	・ 1%以上3%未満	: 3点減	・ 3%以上6%未満	: 2点減	・ 6%以上9%未満	: 1点減	・ 9%以上及び総事業費3億円以下の事業	: 減点なし	<p>5点</p>																					
・ 1%未満	: 4点減																																
・ 1%以上3%未満	: 3点減																																
・ 3%以上6%未満	: 2点減																																
・ 6%以上9%未満	: 1点減																																
・ 9%以上及び総事業費3億円以下の事業	: 減点なし																																



## 2 施設整備の地域全体への波及効果等

評価する内容	評価の方法	配点
(1) 施設整備と畜産クラスター計画の整合性	施設整備と畜産クラスター計画との整合性、関連する取組の具体性等から、当該施設整備による効果の実現可能性を評価する。	12点
① 施設整備の内容と行動計画の内容が整合的である。	施設整備の規模、機能、利用方法が、行動計画で実施することとしている取組に照らして適切なものであるか。 ( unnecessary 機能を有する施設整備の内容となっていないか。継続的な利用によりクラスター計画の目標を達成できると見込める利用方法となっているか。 )	最大6点
② 施設整備の内容と収益向上効果が整合的である。	整備した施設を利用した取組が行動計画に沿って着実に行われた場合、地域全体の収益向上に効果的なものとなっているか。	最大6点
(2) 政策課題への対応		12点
① 畜産クラスター計画に示された政策課題に対して効果を有する。	畜産クラスター計画に示された政策課題 ( 「特に推進すべき課題」、県計画等に整合する課題 ) に対して、効果的な施設として利用されると見込まれるか。	最大6点
② 県、市町村等が課題への対応状況を把握し、必要な支援を行える。	政策課題への対応について、県が施設の利用状況を確認・把握することができ、必要な支援を行うほか、施設利用の成果を計画的に活用する方策が存在するか。	最大6点
(3) 整備した施設に係る活用方法・効果の地域的な共有		11点

<p>① 整備した施設の活用方法について地域的な体制が整備されている。</p>	<p>ア) 共同利用施設  整備した施設の共同利用を通じた取組について、共同利用施設が多くの経営体に効果的に活用されるための方法・計画についての関係者間での話し合い等を通じて、具体的な方法・計画を明らかにしており、その方法・計画の理解が醸成されているか。</p> <p>イ) 個々の中心的な経営体の施設  個々の中心的な経営体が整備した施設を地域的な連携により活用する取組について、地域全体での目標や個々の中心的な経営体の取組の効果を地域に波及するための方法・計画についての話し合い等を通じて、具体的な方法・計画を明らかにしており、それが個々の経営体の実際の取組につながるよう協議会事務局等により、広報・指導、推進などが行われているか。</p>	<p>最大6点</p>
<p>② 施設整備の効果について、地域内で情報共有ができる。</p>	<p>整備した施設を活用する取組の実施状況が報告、把握され、取組の効果や改善方法についての話し合い等を通じて、情報共有がなされるようになっているか。</p>	<p>最大6点</p>
		<p>合計60点</p>

(別添) <政策課題と特に推進すべき取組>

i) 新規就農の確保

- ・恒常的かつ組織的な新規就農希望者の確保対策
- ・恒常的かつ組織的な離農農場情報の収集と新規就農希望者への提供
- ・恒常的かつ組織的な新規就農者の技術習得支援
- ・組織的な高齢生産者から新規就農者への知識・経験の継承の取組

ii) 担い手の育成

- ・恒常的かつ組織的な担い手への技術習得支援
- ・組織的な取組による担い手の農場等を活用した技術実証
- ・生産者グループによる勉強会の実施
- ・管理獣医師や経営アドバイザーを活用した外部評価

iii) 労働負担の軽減

- ・組織的な取組による放牧の実施
- ・外部支援組織（TMRセンター、コントラクター、クーラーステーション、キャトル・ブリーディング・ステーション、ヘルパー）の利用拡大
- ・省力化ロボットの導入
- ・ICTを活用した精密飼養管理システムの導入・活用

iv) 飼養規模の拡大・飼養管理の改善

- ・外部支援組織（TMRセンター、コントラクター、クーラーステーション、キャトル・ブリーディング・ステーション、ヘルパー）の利用拡大
- ・繁殖・肥育一貫経営への移行
- ・性判別技術や受精卵移植技術の活用
- ・マルチサイト方式の導入
- ・オールインオールアウト方式の導入
- ・地域的・組織的な家畜改良の取組への参画

v) 自給飼料の拡大

- ・飼料用米・稲WCSの利用拡大
- ・外部支援組織（TMRセンター、コントラクター）の利用拡大
- ・組織的な取組による放牧の実施
- ・イアコーン等の新たな濃厚飼料原料の生産・利用
- ・エコフィードの生産・利用の拡大

vi) 畜産環境問題への対応

- ・畜産環境アドバイザーの活用
- ・臭気対策して、高度で最適な低減技術（バイオフィルター、光触媒等）の活用
- ・汚水処理対策として、高度で最適な処理技術（活性汚泥処理、膜処理等）の活用
- ・地方公共団体が参画した地域理解の醸成

vii) その他都道府県知事が別途

別紙様式第1号(第9の1関係)

番 号  
年 月 日

埼玉県知事あて

事業実施主体名

代 表 者 名

印

平成 年度埼玉県畜産クラスター強化対策施設整備事業実施計画の承認(変更)  
申請について

埼玉県畜産クラスター強化対策施設整備事業実施要綱(平成27年4月28日決裁)第5の  
1(第5の5)に基づき、関係書類を添えて(変更)承認申請します。

(注)関係書類として、別添の事業実施計画書を添付すること。

# 埼玉県畜産クラスター強化対策施設整備事業実施計画書

事業実施年度                      平成      年度

都道府県・市町村名

畜産クラスター協議会名：  
    (事業実施主体)  
代表者名

【添付書類】

事業実施主体の規約等

都道府県知事の認定を受けた畜産クラスター計画(写)及び認定を受けたことを証する書類

取組主体(取組主体が複数の者に施設を貸し付ける場合には、借受者)別に作成した事業実施計画

1 事業計画総括表

- (1) 事業実施主体名:
- (2) 畜産クラスター計画の名称:
- (3) 畜産クラスター計画の都道府県認定年月日:
- (4) 取組主体毎の取組及び事業費等

No	市町村・地区名	取組主体名	認定計画における取組の位置づけ (注1)	取組の効果 (注2)	経営区分 (注3)	畜種区分 (注4)	施設整備等(概要)	総事業費 (円)					備考
								補助金 (円)	事業実施主体 (円)	取組主体 (円)	その他 (円)		
1													
2													
3													
4													
5													
6													
附帯事務費(事業実施主体分)													
合計													

注1: クラスター計画に記載された取組の記載箇所(番号等)を記入する。

注2: 取組の効果には、クラスター計画に記載された取組により期待される効果(生産コストの低減、高付加価値化、新規需要の創出等)を記入する。

注3: 経営区分には、取組主体の経営別(市町村、公社、農協、畜産経営、受託組織等)を記入する。

注4: 畜種区分には、飼養する家畜の区分(酪農、肉用牛繁殖、肥育、養豚、採卵鶏、肉用鶏等)及び品種・種別(ホル、黒毛、F1等)を記入する。

注5: 「備考」には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額 円 うち補助金 円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び総計の欄の備考の欄に合計額(「除税額 円 うち国費 円」)を記入すること。

2 クラスター計画における目標

取組の効果	効果の指標	現状 (H 年度)	最終目標 (H 年度)	増減 (増減率)

最終目標年度は施設整備した年度から6年以内に設定すること。(取組の内容毎に異なる場合は、分けて記入する。)

3 附帯事務費(事業実施主体分)の内訳

区分	単価	員数	総額	備考
合計				

取組主体別(又は施設の貸付先)の事業実施計画

別添として、取組主体(取組主体が複数の者に施設を貸し付ける場合には、借受者)ごとに次の事項を記載し添付するものとする。

(1) 取組主体名(法人化予定の場合は予定時期等):

借受者(新規就農者等の場合は年齢及び後継者の有無):

(2) 経営概要

【現行(平成 年 月末現在)】

経営形態:	飼養方式:	労働者数:	飼養頭数:	(頭数内訳)	飼養施設容量:
草地面積:	放牧面積:	飼料自給率:	堆肥化手法:	堆肥利用方法:	

【事業実施後(平成 年 月)】

経営形態:	飼養方式:	労働者数:	飼養頭数:	(頭数内訳)	飼養施設容量:
草地面積:	放牧面積:	飼料自給率:	堆肥化手法:	堆肥利用方法:	

【経営概要(新規就農者の場合は研修の状況等)】

(3) 取組主体(借受者)の現状、認定計画における役割

(4) (3)の役割を果たすための課題及び対応方針(施設整備の内容、利用計画)

(5) 施設等の整備の内容

No	施設等の種類・内容	仕様・規模等	畜種区分	施設整備に係る目標数値				
				認定計画における施設等の位置付け及び取組の効果並びに地域への波及効果	増頭羽数効果・収益性の向上効果	飼養規模等の拡大計画		
						現状(H年度)	成果目標(H年度)	事業実施後の効果(H年)
1				増頭羽数効果	頭	頭	( 頭)	頭
				収益性の向上効果				
2				増頭羽数効果	頭	頭	( 頭)	頭
				収益性の向上効果				
3				増頭羽数効果	頭	頭	( 頭)	頭
				収益性の向上効果				

単位:円

No	しゅん工予定又は完了年月日	事業費	単価(/㎡、頭)	負担区分			補助率	備考	費用対効果分析結果	畜産経営体所得向上効果	補助残融資担保(該当に )	数値目標の検証方法		
				国費	自己資金	その他								
1														
2														
3														
4														
5														
小計														
附帯事務費(取組主体分)														
消費税														
合計														

整備予定場所:(住所)

(6) 附帯事務費の内訳

区分	単価	員数	総額	備考
合計				

(7) 補助残融資担保((5)の補助残融資担保に該当する施設について記載)

交付金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
金融機関名	融資名	融資を受けようとする金額	償還年数	その他

(注) 本様式は、取組主体ごとに作成するものとし、取組主体が複数の者に施設等を貸し付ける場合(新規就農者等へ貸し付ける離農農場の補改修等)には、借受者ごとに記載するものとする。

上段のNoと下段のNoを対応させ、同一の施設の内容を記入すること。

「認定計画における施設等の位置付け及び取組の効果並びに地域への波及効果」の「取組の効果」については、「生産コストの低減」、「高付加価値化」、「新規需要の創出」等のうち、主に該当するものを記入すること。

「畜種区分」、「飼養規模等の拡大計画」については、畜種及び種別・頭羽数、飼料作物の別・面積等を記入すること。また、必要に応じて複数の畜種名等を併記すること。

「施設等の種類・内容」、「仕様・規模」については、実施要領別紙1の別表に掲げる区分及び整備する各施設の内容について記入すること。

「認定計画における施設等の位置付け及び取組の効果並びに地域への波及効果」については、関連する認定計画の記載箇所(番号等)を併せて記入すること。

「備考」には、整備施設・附帯事務費の区分ごとに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額 円 うち補助金 円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び総計の欄の備考の欄に合計額(「除税額 円 うち補助金 円」)を記入すること。

「施設整備に係る目標数値」の欄については、「クラスター計画の目標」の欄に記載された目標の達成に資する具体的な目標数値を記入すること。

取組主体(借受者)の定款、各種規約(取組主体が農協等の場合は農業経営規程)、総会資料等、取組主体等の構成、活動内容が分かる資料、整備施設に係る設計書、事業費算出の基礎となる事業明細書、家畜排せつ物処理施設利用計画、費用対効果分析等を取組内容等に応じて添付すること。



市町村事業実施計画総括表

総括表

(市町村名: )

番号	市町村・ 地区名	事業実施 主体名	取組内容	対象畜種・ 作物等名	事業内容(工 種、施設区分、 構造、規格、能 力等)	事業費 (円)	負担区分(円)				完了 年月日	備考	
							補助金	都道府 県費	市町村 費	その他 (円)			
事業費計													
附帯事務費													
計													

- (注) 1 「取組内容」欄には、事業実施主体が行う主な取組内容を記載すること。
- 2 「対象作物・畜種名等」欄には、対象となる具体的な畜種・作物等名を記載することとし、複数作物等を対象とする場合にあっては併記すること。
- 3 「事業内容」欄には、要綱別表に掲げる事業の内容を記入するほか、整備する施設の規模、処理量、施設等付帯事業の内容等を記入すること。
- 4 各番号に対応する別記様式第1号別添を添付すること。
- 5 熊本地震復旧等予備費を使用する場合は、( )内に「熊本地震復旧等予備費」と記載する。

個別表

(市町村名: )

番号	市町村・地区名	事業実施主体名	取組効果	達成すべき成果目標の具体的な内容及び現況値							備考
				効果の指標	現状値 (平成 年)	目標値 (平成 年)	増減率等	目標数値の考え方	事業評価の検証方法	現況値の内容 (設定基準・項目)  (事業実施主体の現況)	

(注) 1 「番号」欄には、総括表と同様の番号を記入すること。

2 「取組内容」欄には、事業実施主体の取組内容を記入すること。

3 「取組の効果」欄には、事業実施主体が事業の実施により期待される効果(生産コストの低減、高付加価値化、新規需要の創出等)を全て記入する。

4 「効果の指標」欄には、「取組の効果」欄に記入した効果ごとに検証するための指標を記入する。

5 「目標数値の考え方」欄には、現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるのかを記入する。

6 「事後評価の検証方法」欄には、現状値及び目標値の算出方法について、客観的な手法(方法)により検証ができるのか記入する。

別紙様式第2号(第10、第11の1関係)

番 号  
年 月 日

埼玉県知事あて

事業実施主体  
代 表 者 名 印

平成 年度埼玉県畜産クラスター強化対策施設整備事業成果報告書(評価報告書)  
(平成 年度)

埼玉県畜産クラスター強化対策施設整備事業実施要綱(平成27年4月28日決裁)第8の1  
(第9の1)に基づき、別添のとおり報告する。

(注)1 別添の成果報告書を添付する。

2 実施要綱第9の1に基づく事業の評価報告を行う場合は、上記( )書きを記載すること。

# 埼玉県畜産クラスター強化対策施設整備事業成果報告書

事業実施年度(目標年度)      平成      年度(      年度)

市町村名

畜産クラスター協議会名:  
(事業実施主体)  
代表者名

1 事業実施状況

番号	取組主体名	対象品目・ 畜種名等	事業の内容			事業費(円)	負担区分(円)				しゅん工又は 完了年月日	備考
			施設等の名称	工種・構造、面積等	能力・処理量		補助金	県費	市町村費	その他		
計												

2 成果目標の達成状況（取組主体ごとに記入する）

番号	取組の効果	取組の指標	計画時	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	増減率	備考

- (注) 1: 事業実施年度から目標年度までの間の数値を記載し、使用しない欄は空欄とすること。  
 2: 番号は、1事業実施状況と合わせること。  
 3: 取組の効果・取組の指標は、事業実施計画に準じて記入すること。  
 4: 増減率は、報告年における値を記入すること(増減率: 当該年度の成果目標数値 / 計画時の成果目標数値)

3 当該年度の取組の総合評価

4 今後の課題と翌年度計画への反映状況

5 事業評価報告（目標年度の翌年度に評価報告するときのみ記載）

(1) 成果目標の達成状況

(2) 事業実施後の課題

(注) 成果目標の達成や施設の効率的な運営を図る上で課題となっている点があれば記載すること。

(3) 改善方策（改善の必要がある場合に記載）

(注) 成果目標の達成や施設の効率的な運営を図る上で改善の必要がある場合に記載すること。

(4) 目標年度における本事業の効果

- (注) 1: 成果目標の達成等により、どのような具体的な効果があったのか、また成果目標以外に事業の効果が見られた場合は、どのような効果があったのが記載すること。  
 2: 審査基準の項ごとの値と、その根拠資料も添付すること。